

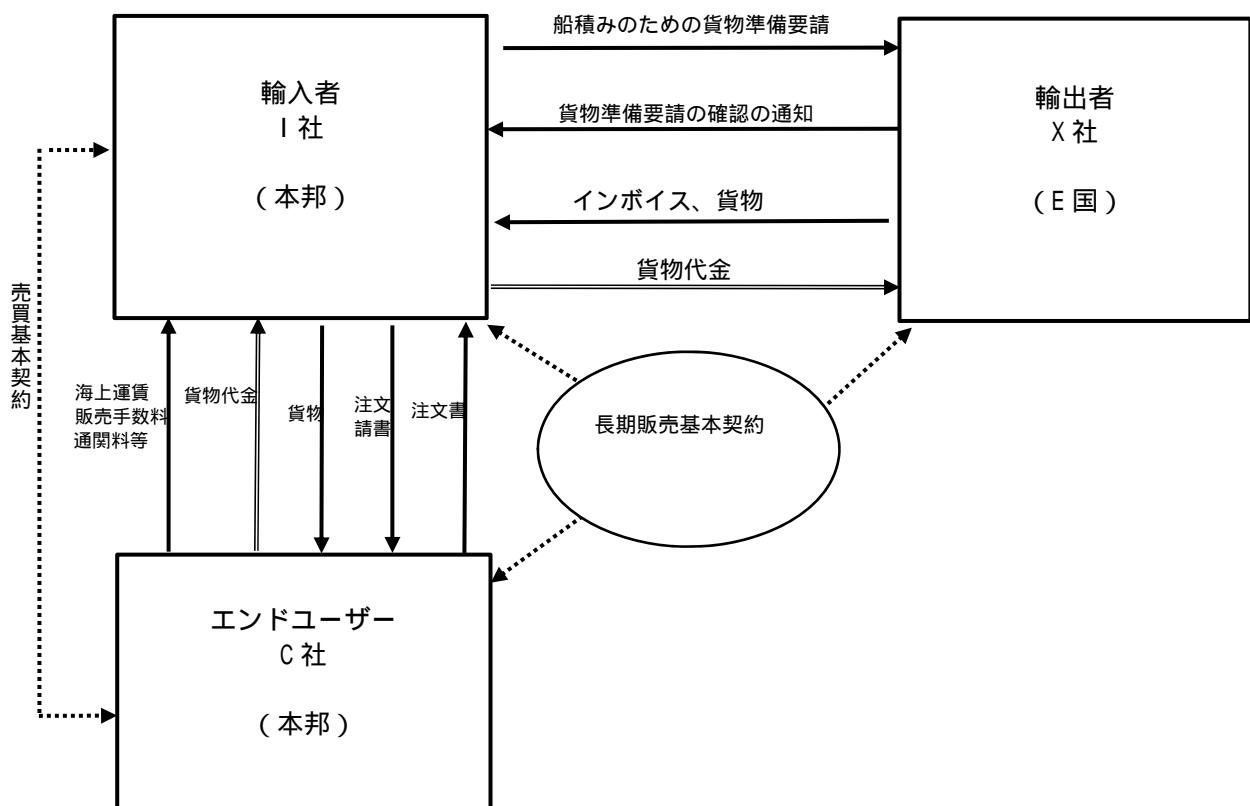
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入取引の認定及びエンドユーザーが輸入者に支払う販売手数料の取扱いについて

照会		
	輸入貨物の品名	鉱石（税表分類：第 26 類）
照会内容等	照会の趣旨	輸入取引の認定及びエンドユーザーが輸入者に支払う販売手数料の取扱いについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙 1 のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答	
回答年月日	平成 29 年 4 月 26 日
回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。</p>

1 . 取引形態図



2 . 取引の概要

(1) 本邦所在の I 社 (以下「輸入者」という。) は、特殊関係にない E 国所在の X 社 (以下「輸出者」という。) から、鉱石 (以下「輸入貨物」という。) を輸入し、当該輸入貨物を特殊関係にない本邦所在の C 社 (以下「エンドユーザー」という。) に販売しています。

輸入貨物の取引に係る基本的な事項については、前記三者にて長期販売基本契約により定められています。

(2) 長期販売基本契約では、輸入貨物の年間取引数量、取引価格の基本単価、基本的な品質のほか、輸出者、輸入者及びエンドユーザーの本件取引における権利、役割等が取り決められています。

(3) 輸入者とエンドユーザーは、上記長期販売基本契約とは別に、両者間の輸入貨物の引渡し及び代金の支払い方法等について「売買基本契約」を交わしています。

(4) 長期販売基本契約及び売買基本契約に基づき行われる輸入貨物の発注から当該貨物の本邦到着までの流れは、次のとおりです。

輸入者、エンドユーザー、輸出者において年間取引数量を取り決めます。(長期販売基本契約)

輸入者と輸出者は年間船積スケジュールを合意します。(長期販売基本契約)

個々の貨物の船積みに関しては、エンドユーザーから輸入者に対して、船積数量及び船積時期の連絡があり、この船積要請に基づき、輸入者が船舶の船積港到着前に、輸出者に「船積みのための貨物準備要請」を行い、船積数量及び船積時期を通知します。輸出者はこれを受領した後、輸入者に当該要請を受け入れる旨を通知します。これにより、具体的な船積数量、船積時期を確定させています。

輸出者は長期販売基本契約に従った品質の輸入貨物を準備し、輸出者の責任で船積港まで運送します。

輸入貨物は FOB 条件で輸出者から輸入者に引き渡され、所有権及び危険負担は船舶の舷側欄干を実質的に通過した時点で輸入者に移転します。(長期販売基本契約)

輸入貨物の船積み後、当該船積み重量に長期販売基本契約に従った取引価格の基本単価を乗じた価格のインボイスが輸出者から輸入者へ送付されます。(長期販売基本契約)

船舶の手配は輸入者が行い(長期販売基本契約、売買基本契約) 海上保険の付保はエンドユーザーが行います。(売買基本契約)

なお、海上保険の受取人は輸入者となっています。

個々の輸入貨物に係る輸入者とエンドユーザーとの間の売買契約は、輸入者がエンドユーザーから送付された「注文書」に受領印を押印し、「注文請書」としてエンドユーザーに返送することにより成立します。(売買基本契約)

また、注文書は、輸入貨物の船積み前に発行されることもあれば、海上運送途上に発行されることもあります。

輸入貨物の数量、仕向港、船積時期、本船名、貨物代金の概算額は上記 の注文請書で取り決められています。

これまで輸入貨物が本邦に到着するまでに瑕疵、事故等が発生したことはありませんが、発生した場合には、輸入者がエンドユーザーに対して責任を負います。(売買基本契約)

(5) 貨物代金等の支払い

輸入者は、インボイスを受領後輸出者へ貨物代金の支払いを行います。(長期販売基本契約)

輸入者は、インボイス価格を円換算した貨物代金を、利息と合わせてエンドユーザーに請求します。(売買基本契約)

エンドユーザーは、貨物代金及び利息を輸入者へ支払います。(売買基本契約)

輸入者は、輸入貨物の通関後、販売手数料及び通関料等の輸入諸掛をエンドユーザーに請求し、エンドユーザーは当該料金を輸入者に支払います。(売買基本契約)

販売手数料は、インボイスの数量に対し a 円/MT を乗じて計算され、エンドユーザーから輸入者に対し支払うこととされています。(売買基本契約)

(6) 運賃の支払い

輸入者は、船会社から請求書を受領した後に、船会社に運賃を支払います。(売買基本契約)

輸入者は、運賃を、利息と合わせてエンドユーザーに請求し、

エンドユーザーは、これを現金で輸入者に支払います。(売買基本契約)

3 . 関税評価に対する照会者の見解

輸入者は以下のリスクを負った状態で輸入業務を行っており、輸入取引における買手であると考えられることから、エンドユーザーが輸入者に支払う販売手数料は、課税価格に含める必要がないと考えています。

- ・ E 国の積出港で本製品が船舶の舷側欄干を通過した時点より、日本の荷揚げ港へ着岸するまで、当社が危険負担していること。
- ・ 海上運賃について、輸入者から船会社への支払金額と、輸入者からエンドユーザーへの請求金額は、同額にならない場合があること。
- ・ 契約交渉の大部分が、エンドユーザー = 輸入者間、輸入者 = 輸出者間でそれぞれ行われていること。

【回答内容】

本事案において、輸出者、輸入者及びエンドユーザーの間で締結された長期販売基本契約に基づき輸入者と輸出者との間で行われた売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手であると認められます。

また、売買基本契約に基づきエンドユーザーが輸入者に支払う販売手数料は、両者の間の国内取引に係る手数料であり、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】**1. 関係法令等**

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。同通達4-1(2)においては、貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となるとされています。

また、通達4-1(3)において、輸入取引における売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいい、具体的には、売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担するとされています。

2. 輸入取引、売手及び買手、エンドユーザーが支払う販売手数料の検討**(1) 長期販売基本契約に基づく取引について**

長期販売基本契約において、輸入者が「買手」、エンドユーザーが「エンドユーザー」と規定され、輸出者が輸入者に対しエンドユーザーの使用に供するため輸入貨物を販売し、引き渡すことに同意する旨の記載があります。

また、長期販売基本契約において、輸入貨物の年間販売数量、取引価格の基本単価、貨物代金の支払方法、基本的な品質に係る規定のほか、輸出者が輸入貨物を準備して船積港まで運送し、輸入者が船舶の手配を行うこと、輸入貨物が船積港で船舶の舷側欄干を通過した時点で輸入貨物の所有権及び危険負担が輸出者から輸入者に移転することが定められています。

本件輸入貨物の発注から本邦到着までの流れについて、エンドユーザーから輸入者に対して、船積数量及び船積時期の連絡があり、この船積要請に基づき、輸入者が輸出者に対して「船積み

のための貨物準備要請」を行い、船積数量及び船積時期を通知することで貨物の発注を行い、その後、輸出者が当該「船積みのための貨物準備要請」を受け入れる旨を輸入者に通知することにより、輸出入者間で具体的な船積数量及び船積時期が確定することとされています。

また、輸入者は船会社との間で締結した用船契約に基づき、船舶の手配を行います。そして輸出者は、輸入者から個々の船積みごとの発注を受け、輸入貨物を船積みし、輸入者に輸入貨物を引渡すこととされています。

本邦に到着した輸入貨物について、輸入者は輸出者から送付されたインボイスに基づいて輸入通関を行い、輸入許可を受けることとされています。貨物代金の決済について、長期販売基本契約では、輸入者を買手として、輸入者から輸出者に対して決済を行うこととされ、エンドユーザーによる決済については触れられていません。

長期販売基本契約により、輸入者が輸入する貨物の基本的な品質、年間取引数量、取引価格の基本単価が取り決められ、輸入者はエンドユーザーから船積要請を受けて輸出者に発注を行っているものの、現実に本邦に到着することとなる具体的な貨物の数量及び船積時期は「船積みのための貨物準備要請」により輸出入者間で確定しており、輸出入者間における貨物代金の決済は輸入者自らの責任で行われ、輸入貨物はF O B条件により輸出者から引渡しを受けた後、輸入者の責任において国際輸送され、本邦に到着しているものと認められます。

また、輸入貨物が船積港で船舶の舷側欄干を通過した時点で輸出者から輸入者へ危険負担が移転することから、輸入貨物に瑕疵、事故等が発生した場合には、輸入者が自己の責任で、輸出者と協議し解決することとされています。

以上のことから、長期販売基本契約に基づく取引は、輸入者と輸出者が自己の計算と危険負担の下に、本件輸入貨物を本邦に到着させることを目的として行った売買であり、現実に貨物が本邦に到着することとなった売買であると解されます。

このため、長期販売基本契約に基づき、輸入者と輸出者の間で行われた売買が法第4条第1項にいう「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手と認められます。

(2) 売買基本契約に基づく取引について

輸入者とエンドユーザーとの間で締結された売買基本契約において、長期販売基本契約でエンドユーザーが最終需要者とされている貨物について、輸入者がエンドユーザーに売り渡すための基本条件を定めるとしています。

売買基本契約において、輸入貨物は輸入者が輸入通関を行った後、エンドユーザーに引き渡され、所有権及び危険負担が移転すること並びに商品代金等の支払方法が定められています。なお、商品の価格及び品質については、長期販売基本契約で定められた内容に基づき決定されています。

また、売買基本契約において、エンドユーザーが輸入者に注文書を送付し、輸入者がエンドユーザーに注文請書を発行することで個々の輸入貨物に係る両者間の売買契約が成立することとされています。当該注文書には輸入貨物の数量、船名、仕向港及び貨物代金の概算額が記載され

ていますが、輸入者の説明によると、注文書は輸入貨物の船積み前に発行されることもあれば、海上運送途上に発行されることもあります。

このため、輸出入者間で合意された船積数量及び船積時期の情報並びに輸入者が手配した船舶の情報に基づいて、エンドユーザーと輸入者が注文書及び注文請書を取り交わすことにより両者間の売買契約が成立していると認められることから、売買基本契約に基づくエンドユーザーと輸入者の売買契約は、貨物の国際移動や本邦到着前の貨物の引渡しに関係しているとは認められません。

以上のことから、売買基本契約に基づく取引は、輸入者が長期販売基本契約に基づき輸出者から輸入した貨物について、エンドユーザーが輸入者から引き取る国内における売買であると認められます。

(3) エンドユーザーが輸入者に支払う「販売手数料」について

本件は、上記(1)及び(2)のとおり、長期販売基本契約に基づき輸入者と輸出者との間で行われた売買が輸入取引であり、輸入者が買手、輸出者が売手と認められます。

よって、売買基本契約に基づきエンドユーザーが輸入者に支払う「販売手数料」は両者の間の国内取引に係る手数料であり、輸入貨物の課税価格に算入されません。